

悪臭防止法に基づく規制区域の見直し計画（案）について

1. 悪臭防止法に基づく規制区域状況（現在）

- 霞ヶ浦地区：全域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ B 区域
 - 旧霞ヶ浦町：平成 10 年 3 月 31 日：告示、平成 10 年 4 月 1 日：施行
- 千代田地区：市街化区域（工業地域及び工業専用地域を除く）・ A 区域
- 千代田地区：市街化区域（工業地域及び工業専用地域）・・・・ B 区域
- 千代田地区：市街化調整区域・・・・・・・・・・・・・・・・ 未規制
 - 旧千代田町：平成 7 年 3 月 20 日：告示、平成 7 年 4 月 1 日：施行

2. 悪臭防止法に基づく規制区域の見直し計画（案）

- 市街化区域（工業地域及び工業専用地域を除く）・・・・ A 区域
- 市街化区域（工業地域及び工業専用地域）・・・・ B 区域
- 市街化調整区域・・・・・・・・・・・・・・・・ B 区域
- 都市計画区域外・・・・・・・・・・・・・・・・ B 区域

3. 悪臭に係る規制方法

物質濃度規制 悪臭公害の主要な原因となっている物質として、特定悪臭物質（22 物質）が指定されており、次のような規制基準があります。

（特定悪臭物質・・・事業場の敷地境界線での基準）

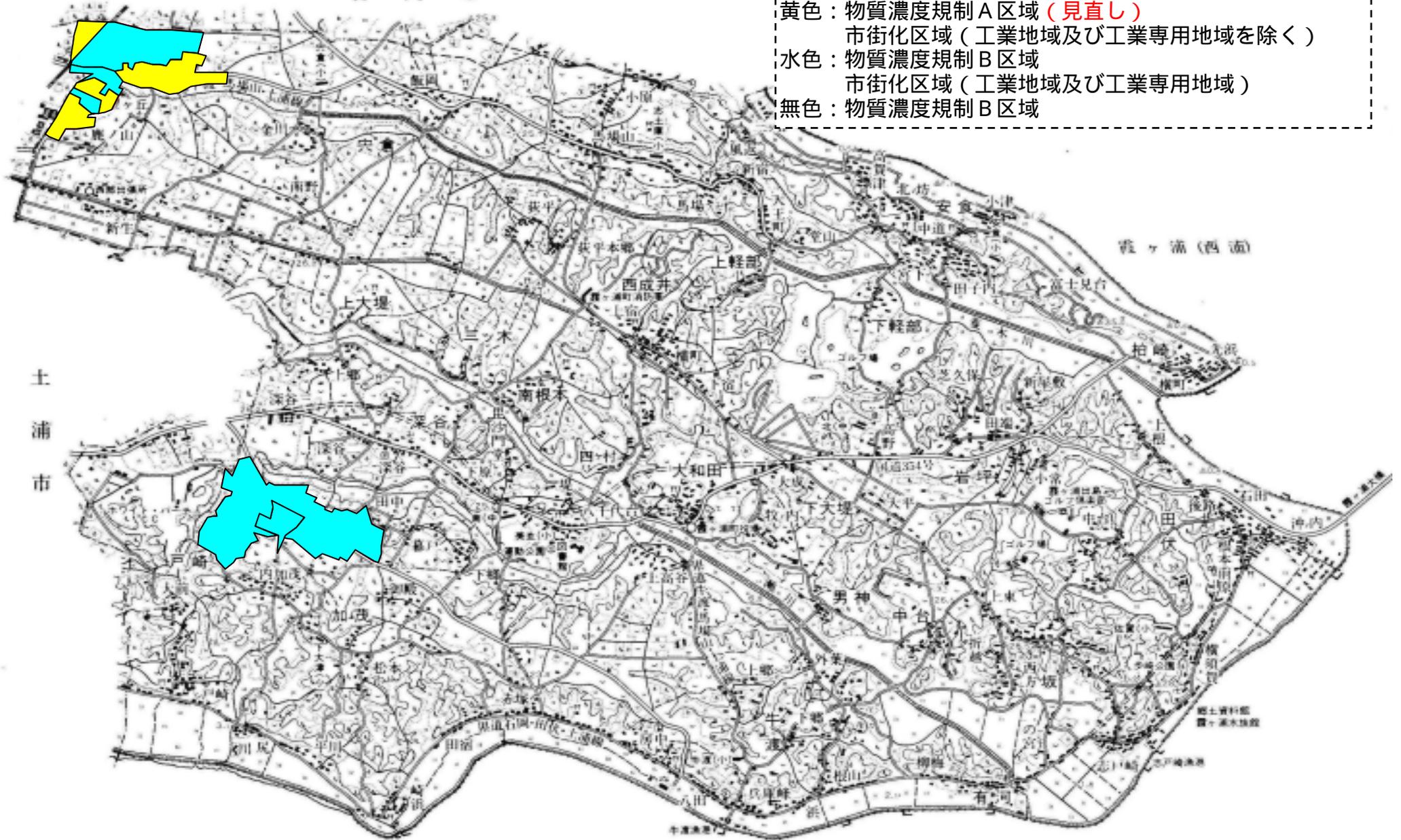
規制基準 特定悪臭物質	A 区域	B 区域
アンモニア	1 ppm	2 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	0.004 ppm
硫化水素	0.02 ppm	0.06 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	0.05 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm	0.03 ppm
トリメチルアミン	0.005 ppm	0.02 ppm
アセトアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
プロピオンアルデヒド	0.05 ppm	0.1 ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm	0.03 ppm
イソブチルアルデヒド	0.02 ppm	0.07 ppm
ノルマルバレルアルデヒド	0.009 ppm	0.02 ppm
イソバレルアルデヒド	0.003 ppm	0.006 ppm
イソブタノール	0.9 ppm	4 ppm
酢酸エチル	3 ppm	7 ppm
メチルイソブチルケトン	1 ppm	3 ppm
トルエン	10 ppm	30 ppm
スチレン	0.4 ppm	0.8 ppm
キシレン	1 ppm	2 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	0.07 ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	0.002 ppm
ノルマル吉草酸	0.0009 ppm	0.002 ppm
イソ吉草酸	0.001 ppm	0.004 ppm

霞ヶ浦地区

石岡市

- 黄色：物質濃度規制 A 区域（見直し）
市街化区域（工業地域及び工業専用地域を除く）
- 水色：物質濃度規制 B 区域
市街化区域（工業地域及び工業専用地域）
- 無色：物質濃度規制 B 区域

土浦市



霞ヶ浦（西面）

千代田地区

- 黄色：物質濃度規制 A 区域
市街化区域（工業地域及び工業専用地域を除く）
- 水色：物質濃度規制 B 区域
市街化区域（工業地域及び工業専用地域）
- 無色：物質濃度規制 B 区域（見直し）

